

復興支援情報

医療機関等の一部負担金の免除期間延長

震災で被災した人に申請により交付している一部負担金等免除証明書（免除証明書）の有効期限が平成二十四年九月三十日(日)まで延長されました。

延長されたのは、国民健康保険、後期高齢者医療保険および全国健康保険協会に加入している人で、免除証明書の有効期間が、二月二十九日(水)までと記載されていたりも平成二十四年九月三十日(日)まで引き続き使用できます。三月一日以降も、医療機関等の窓口負担は免除となりません。

ただし、入院時食事療養費および入院時生活療養費の自己負担免除は二月二十九日(水)で終了しました。※その他の医療保険に加入している人は、自分が加

入する医療保険者に直接お問い合わせください。お問い合わせ先

① 保険給付課 国民健康保険担当 ☎ 23-6051

② 乳幼児医療費助成・母子家庭医療費助成・心身障害者医療費助成を[●]受給している皆さんへ
免除証明書の有効期間が平成二十四年九月三十日(日)まで延長されました。

乳幼児医療費助成・母子家庭医療費助成・心身障害者医療費助成の受給者で免除証明書の交付を受けている人は、医療機関を受診する際は、必ず窓口で医療費受給者証ではなく免除証明書を提示してください。

③ 【乳幼児・母子家庭医療費助成について】
子育て支援課 児童福祉係 ☎ 23-6045

④ 【心身障害者医療費助成について】
社会福祉課 障害福祉係 ☎ 23-2167

介護サービス利用者負担金の免除期間延長

震災で被災した人へ申請により交付している介護保険利用者負担免除認定証（免除認定書）の有効期間が、平成二十四年九月三十日(日)まで延長されました。

延長されたのは保険適用の一割負担分です。免除認定証の有効期間が、二月二十九日(水)までと記載されていたりも平成二十四年九月三十日(日)まで引き続き使用できます。

ただし、介護保険施設利用での食費および居住費の自己負担免除は二月二十九日(水)で終了しました。

⑤ 高齢介護課 介護給付係 ☎ 23-6125

特定健診受診料の免除

大崎市の国民健康保険に加入している人で、震災で被害を受けた人は、特定健診の受診料千二百円を免除します。

■対象者

震災により住宅が全半壊するなどの被害を受け「国民健康保険一部負担金等免除証明書」の交付を受けた人

■免除の方法
健診会場または健診実施医療機関に受診料を払って受診している場合は、還付します。

① 還付申請に必要なもの
② 特定健診の領収書
③ 国民健康保険一部負担金等免除証明書

④ 国民健康保険被保険者証
⑤ 通帳(世帯主または本人)印鑑
⑥ 申込
健康推進課または各総合支所 保健福祉課

⑦ 健康推進課 成人保健担当 ☎ 23-5311

住宅再建支援のための二重ローン対策

県では、震災により住宅が被災して、住宅ローンが残っているのに新たなローンを組んで住宅を再建しようとする、いわゆる二重ローンの負担を軽減するため補助金を交付します。

日本財団 写真・動画コンクール

日本財団では、被災地を継続して支援するために「震災」をテーマにした写真・動画コンクールを開催しています。応募期日 四月十一日(水)

詳しくは、ウェブサイト (http://www.nippon-foundation.jp/) をご覧ください。

⑧ 日本財団写真・動画コンクール係 ☎ 03-6229-5131

泉IC～一関IC間の昼夜連続車線規制

震災に伴う本復旧工事のために、東北道の泉インターチェンジから一関インターチェンジ間の昼夜連続車線規制を、三月十九日(月)から実施します。

車線規制に伴い混雑や渋滞が予想されますので、高速道路を通行する際は、次の点に注意してください。

① 高速道路では、渋滞する個所の手前のインター

チェンジで渋滞情報を表示しますので、確認してください。

② 渋滞の最後尾では追突事故を避けるためハザードランプを点滅させるなどして後続車に注意してください。

③ 土曜・日曜日や連休は仕事を休止します。

④ NEXCO東日本お客様センター(24時間対応) ☎ 0570-024-024
日本道路交通情報センター(東北地方高速情報) ☎ 050-3369-6761

災害ごみ一時保管所 3月31日で終了します

場所	3月の受け入れ日	受け入れ品目	問い合わせ先
岩出山上野目字朴木欠地内(日東電工(株)向い)	毎週日曜日・水曜日、第2・4土曜日を除く日	家屋廃材(「かやぶき屋根のかや」も可)、土壁、石膏ボード類、アスベストを含む廃材で飛散性のものを除くもの(スレート瓦など)	環境保全課(災害廃棄物対策室) ☎ 23-2123 ☎ 23-6074
(株)江合(石田工業団地内)	毎週日曜日、第2・4土曜日を除く日	瓦、コンクリートブロック類	
旧鹿島台商業高校跡地	毎週日曜日から木曜日(金～土曜日を除く日)	家屋廃材、畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類	鹿島台総合支所総務課 ☎ 56-7111
三本木桑折字推路山地内 ※3月に限り受け入れ	毎週日曜日から火曜日(水～土曜日を除く日)	家屋廃材、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード	三本木総合支所総務課 ☎ 52-5830

※搬入時間は9時～12時、13時～16時、対象は個人の災害ごみに限ります。市内どの地域からでも利用できますが、許可証がない場合は搬入できません。積雪によりやむを得ず閉鎖する場合がありますので、お問い合わせください。

※環境保全課または各総合支所総務課で搬入許可証の交付を受けてください。申請できるのは世帯員に限ります。

【搬入許可証の交付手続き】① 「り災証明書」または「被災証明書」の提示 ② 搬入する車両ナンバー ③ 搬入者の住所、氏名、連絡先 ④ 解体家屋の坪数 ⑤ 搬入期間の記入が必要です。

※「かやぶき屋根のかや」「アスベストを含む廃材で飛散性のものを除くもの」を搬入する場合は、地域にかかわらず事前に、環境保全課で搬入許可証の交付を受けてください。

愛犬(小型・中型)室内犬
ドックホテル シャンプー
リビングで自由に!!
動物取扱業登録第0904521004号
ワンちゃんのお宿 ゆうの森
大崎市古川北稲葉1-8-24 TEL・FAX 0229-23-0098
受付時間/9:00~18:00 定休日/水曜日

多重債務は法律で解決できます
■相談内容/多重債務整理相談(自己破産 個人再生 ヤミ金対策 特定調停 任意債務処理)
■場所/宮城県大崎市古川駅前南三丁目15番地 泉ビルA棟101号室(イオン近く 裁判所南 古川法律相談センター南隣)
■担当/司法書士 大泉 守夫(宮城県司法書士会所属 認定番号 237092)
TEL 0229-24-1303 FAX 0229-24-2858

アパマンショップ全国ネットワークで理想のお部屋へナビします
アパマンショップ 古川駅前店
宅地建物取引業:宮城県知事免許(11)1000号(社)宮城県宅地建物取引業協会(社)全国宅地建物取引業保証協会 東北地区不動産公正取引協議会加盟
http://www.yoitochi.com 〒989-6162 宮城県大崎市古川駅前大通2丁目6番16号
株式会社 古川土地 TEL.0229-23-8484 ☎0120-2-8484-2(携帯・PHSからも通話可)